

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) (次のとおり)は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月一日

農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市小泉字灰尾五三六、五三七、五三九から五四二まで、五四三の一、五四四から五六〇まで、五六一の一、五六二、五六三、五六四の一、五六五から五六八まで、五七〇から五七三まで、五七四の一、五七五の一、五七五から五八一まで、五七五の一、五七九の一

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) (次のとおり)は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月一日

農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年十二月八日農林水産省告示第千五百五十九号

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法 変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) (次のとおり)は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月一日

農林水産大臣 齋藤 健

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所 滋賀県米原市梓河内字粟ンタ二一五五四、一五五四の一

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所 滋賀県米原市梓河内字佛返山二九七八の三五、二九七九の四二、字東ヶ谷二九八〇の三、字神谷一三六一・一三六三の二・一三九一・一三九三から一三九八まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る）、一三六二、

一三六三の一、一三六四から一三七三まで、一三七四の一、一三七五から一三九〇まで、一三七七の一、一三八〇の一、一三九二

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○特許庁告示第一号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十條の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月一日

特許庁長官 宗像 直子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
改	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に及び当該各号に定める金額とする。	改	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に及び当該各号に定める金額とする。
	一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁		一 欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁
二	〔略〕	二	〔略〕

附 則

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十八号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五條の二第三項において準用する同法第四十六條の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月一日

国土交通大臣 石井 啓一